

弁理士の懲戒制度等の在り方について（論点整理）

1．現行制度の概要

行政庁が弁理士に対して行う懲戒としては、弁理士が弁理士法や同法に基づく命令に違反した場合に行政処分として行うこととされており、その種類として 戒告、2年以内の業務の停止、業務の禁止の3種類が規定されている。

一方、日本弁理士会が弁理士に対して行う処分としては、会員が法令又は会則等に違反し、同会の秩序又は信用を害した場合に行うこととされており、その種類として 戒告、2年以内の会員に与えられた権利の停止、経済産業大臣に対する懲戒の請求、退会の4種類が規定されている。

2．問題の所在

行政庁による懲戒と日本弁理士会による処分について、現在はそれぞれの措置基準が明確化されていないため、厳格かつ適正な運用をすることが難しくなっており、このことが他士業と比較した際に、弁理士への懲戒及び処分実績が著しく少なくなっていることの一つの理由と考えられる。

また、弁理士が「業務の停止」の懲戒を受けると、当該弁理士を代理人とする出願人等は、新たな代理人を選任しなければならないなどの負担を強いられ、それによって行政庁が「業務の停止」に踏み切れない場合もありうるのではないかとの見方もある。そのため、このような受任中の業務に係る出願人等の手続を保護しつつ、実効性のある懲戒が実施できるよう、新たな懲戒の種類を設けるべきとの指摘がある。

3．論点

- 行政庁及び日本弁理士会による弁理士の懲戒及び処分基準の明確化を図るとともに運用体制の整備等について検討するべきではないか。
- 出願人等の手続及び知的財産の活用を保護を図るため、現行の懲戒種類に新たな種類（一定期間の新規業務の受任停止）を設けるべきではないか。
- 行政庁の業務の停止命令に違反した弁理士について、刑罰の対象として検討していく必要があるのではないか。

4．議論の整理

委員の意見

- ユーザーにわかりやすく、また、再発防止にもなることから、基準を明

確にし、オープンにしてほしい。また、日本弁理士会は、会員の処分についてしっかり一般に公表すべきである。

- 懲戒の種類を新設することには反対ではないが、違反に対しては厳正に対応すべきである。出願人にとっての不利益もわかるが、それをもって新規業務の受任禁止という比較的軽い処分を行うのはいかなものか。出願人に生じた不利益の救済は、別の手段も考えられる。
- 現実には、処分を決定する際には、出願人等への影響をまったく考えないというわけにはいかない。出願人等を考慮すると、業務の停止及び戒告の二者択一となってしまう場合もある。

パブリックコメント

- 弁理士会がもっと自律的に個々の弁理士を懲戒できるようにすべき。悪質な場合には会長等の権限による退会処分、また軽い罰でも会費加重等の処分を設けるべき。

規制改革・民間開放の推進のための重点検討事項に関する中間答申
(規制改革・民間開放推進会議、平成 18 年 7 月) より抜粋
(参考資料 7 1)

- 「業務独占資格について、主管省庁は、懲戒処分に当たっての基準を明確にするとともに、懲戒事由に該当する場合には基準に照らして、懲戒等の処分を厳格に行うべきである。」

5. 対応の方向

(1) 懲戒・処分制度の考え方の明確化

懲戒及び処分制度の効率性及び実効性等を高め、適切な措置の実施を図るためには、行政庁が公益的見地から行う懲戒と日本弁理士会が自治的見地から行う処分の考え方を明確に整理した上で、それぞれの措置の運用基準を整備し、公表しておくことが必要と考えられる。

あわせて、弁理士法上の懲戒事由について、現在の「弁理士法や同法に基づく命令に違反した場合」という規定でも読みうるが、解釈を明確化するため、他の士業の例にならい、「故意又は重過失により不適切な業務を行った場合」についても明示すべきと考えられる。

また、懲戒制度の厳格な運用を迅速に行い得るよう、例えば、工業所有権審議会（懲戒部会等）を定期的（年 2 回程度）に開催できるようにしておくこと等、所用の体制整備を行うことも必要と考えられる。

さらに、日本弁理士会の処分はあくまで会の秩序を維持するための自治的

見地から行う行為ではあるが、弁理士の行為が出願人等に対して不利益な行為を及ぼした場合の処分については、行政庁による懲戒と併科することもあり得ることを明確にするとともにユーザー保護の観点から、ウェブサイト等を通じて一般へ公表するべきと考えられる。

(2)懲戒の種類の新設

弁理士に対して「業務の停止」の懲戒を行った場合、特許出願手続やその権利は事案の継続性が長く、高度な専門的知識が継続的に要求されることから、当該弁理士を代理人としていた出願人等は、新たな代理人の選任等を強いられることになるが、それは出願人等にとって大きな負担となると考えられる。

したがって、出願人等の手続及び知的財産の活用の保護を図りつつ、実効性のある懲戒処分を実施するため、懲戒に係る弁理士を代理人とする出願人の手続等に負担が生じないように、現行の「戒告」、「業務の停止」及び「業務の禁止」の他に、「新たな業務の受任の禁止」という新たな懲戒の種類を設ける方向で検討を行うことが必要と考えられる。

(3)業務の停止命令に違反した場合の措置

現行、行政庁の行う業務の停止命令に違反した場合の措置については、弁理士法上、特段の規定はなく、解釈としては再度、懲戒を行い、業務の禁止命令として弁理士資格を取り消すことになるものと考えられるが、懲戒としての行政命令に違反している場合であることから、そのような者については、直接、刑罰の対象とする方向で検討していくことが必要と考えられる。